

文京区障害者地域自立支援協議会相談支援専門部会報告

現状把握

- 複雑・細分化されている福祉サービスの実情もあり、相談支援のニーズが増大している。また相談支援についても福祉サービス同様、複雑・細分化されている。そのため地域住民がどこに何を相談して良いのかわからないという声も上がっている。(別紙配布資料参照)
- 制度だけでなく、相談内容のニーズも様々多岐に渡っており、複雑・困難化している事例が増えている。本人だけでなく、家族全体のサポートやコーディネートが必要な事例や本人、家族の高齢化の問題、住まいに関する相談も増えている。すぐに解決できる相談内容だけでなく、今後の課題になりそうなことを見込んで準備をしたり、色々な支援者と関わりながら時間をかけて解決していく相談ごとが増えている。
- そのような社会背景もあるなか、相談支援事業所が不足しており、十分な対応ができていない。既存の相談支援事業所も現状の支援で手一杯で余力がない状況にある。

現状分析

- 三層構造の相談支援体制について。(別紙配布資料参照)
 - ・ 第1層：指定特定相談支援事業(計画相談支援)・指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着支援)
 - ・ 第2層：障害者相談支援事業(委託相談・一般的な相談) 市区町村の必須事業
 - ・ 第3層：専門的な相談支援(基幹相談支援センター・自立支援協議会等)
- 第2層：障害者相談支援事業の不足・脆弱さが課題と分析。障害者相談支援事業とは、①福祉サービスを利用するための情報提供、相談など、②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介、などの相談支援機能を持つ。
- 第1層の相談支援が不足しているのにもかかわらず、第2層の生活全般の相談も第1層で請け負うことになり、業務が大変になる。また、第3層の相談支援を担う基幹相談支援センターも第2層の相談支援も請け負っているため、地域のコーディネーターや人材育成に力を発揮できずにいる。現に相談支援事業所の余力がないのは、第2層の相談支援が脆弱であるためと考えられる。

課題

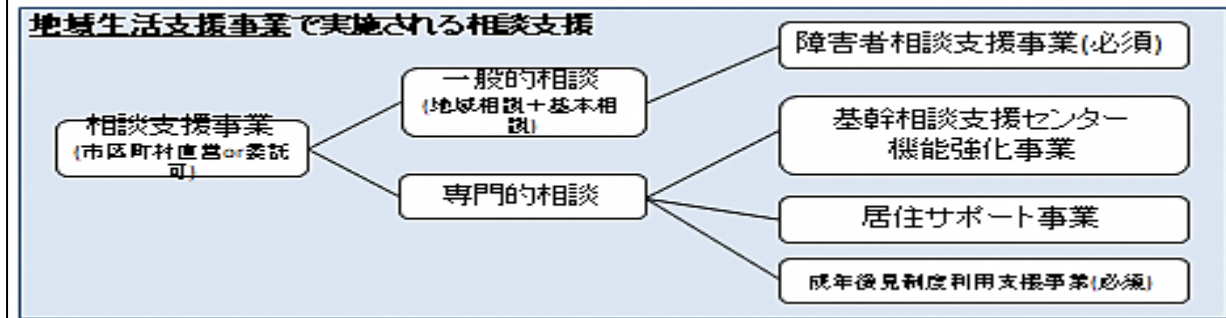
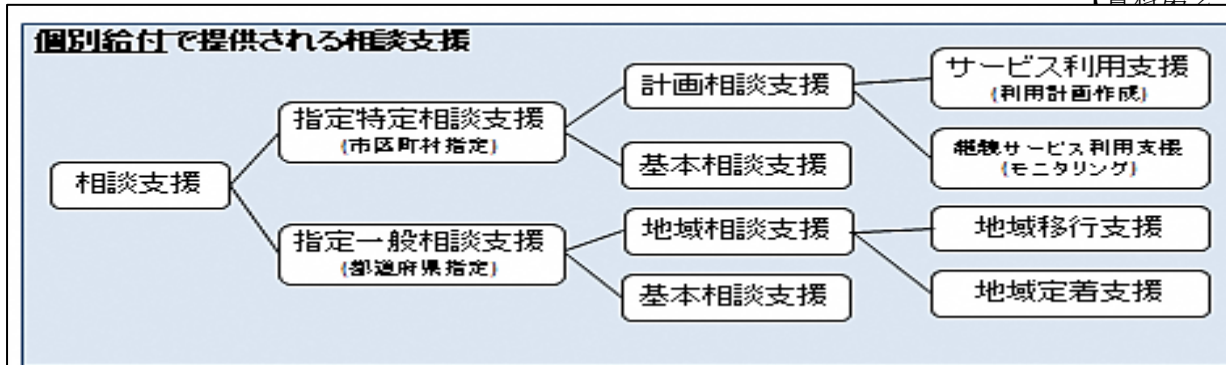
- 第2層：障害者相談支援事業(委託相談・一般的な相談)の相談支援の脆弱性。
 - ・ 身体障害・知的障害：障害福祉課が窓口のため、平日日中での相談しか出来ない。職員の異動があり、継続した支援や相談に対応しづらい。また各福祉司も不足。行政窓口ということから、相談に行くまでのハードルが高いことも予想される。
 - ・ 精神障害：補助事業での実施(委託事業ではなく)、行政での実施はしていない。そのため事業実施責任の所在が曖昧(補助金事業のみの実施のため)。また補助金額が(年間300万円×3か所)少ないため、常勤1名も確保できていない状況での運営になっている。
- 第2層の相談支援事業の相談窓口が各障害種別となっており、3障害に対応した第2層の相談支援事業がない。

課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

- 現状の課題分析から、様々な相談支援体制の課題があるのだが、最優先事項としては障害者相談支援事業の強化を提案する。
- 強化に伴う予想される効果について。①計画相談の負担軽減 ②地域移行・地域定着の負担軽減 ③個別給付に適さない地域移行の負担軽減 ④基幹相談支援センターの引き継ぎ先の機能 ⑤相談できる窓口が増え、取りこぼしが防げる ⑥保健師・福祉司の負担軽減 ⑦居住支援の事業ができた時のサポート ⑧就労支援センターの生活相談・支援の引継ぎなど効果は多岐に渡る。

課題の具体的解決策の提案

- ①三障害の相談を受けられる、障害者相談支援事業の強化が必要。
 - ②ニーズ・相談件数などに合った人的体制を整備した、障害者相談支援事業が必要。
 - ③気軽に立ち寄れる、誰もが相談できる相談窓口所が必要。
 - ④課題解決型の相談支援だけでなく、長期に関わる伴走型相談支援の強化が必要。
- 上記のような事業所の立ち上げが相談支援の充実につながることを提案する。



現行の相談支援体制の概略			
相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

